

令和 6 年度事業報告

1. 令和 6 年度の主な動き

(1) 令和 6 年度の経済動向¹

我が国経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点にある。こうした中、政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするため、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を三つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる令和 6 年度補正予算を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。

令和 6 年度の我が国経済は、緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 0.4%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 2.9%程度、消費者物価（総合）は 2.5%程度の上昇率になると見込まれる。

(2) 関税関係法令の改正

財務省関税局は、関税政策や税関行政を取り巻く環境の変化及び内外の経済・社会の構造変化等を踏まえ、次の品目に対する関税率の見直し及び制度改正を行った。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

イ. 暫定税率の適用期限

令和 6 年 3 月 31 日に適用期限が到来する 412 品目に係る暫定税率のうち、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋（PVC 手袋）を除く 411 品目について、その適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長。

ロ. 特別緊急関税制度

令和 6 年 3 月 31 日に到来する適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで延長。

ハ. 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品のうち 5 品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調

¹ 令和 6 年 12 月 25 日閣議了解の「令和 7 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」から抜粋

整金の拡大が可能となるよう、令和 6 年度の CPTPP 税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率引下げる。

ニ. ポリ塩化ビニル使い捨て手袋 (PVC 手袋)

PVC 手袋に係る暫定税率を撤廃。

ホ. 沖縄に係る関税制度上の特例措置 (特定免税店制度)

令和 6 年 3 月 31 日に適用期限が到来する特定免税店制度については、その適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長。

② 個別品目の関税率の見直し

ルイボス²については、これまで関税率表第 1212.99 号「その他の植物性生産品」(実効税率 3%) として分類されていたが、令和 4 年 9 月の HS 委員会 (関税分類の国際会議) において、関税率表第 1211.90 号「主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分」(実効税率 2.5%) として分類することを決定。

HS 委員会の決定に従い、ルイボスの分類を第 1212.99 号から 1211.90 号へと変更するに当たり、移行先において適用される関税率が、現行の関税率の水準を下回っているところ、引き続き国内産業を保護する観点から、第 1211.90 号において税細分を新設した上で現行と同水準の関税率を設定。

③ 特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和

特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときに限り提供を命ずる「保全担保」へと緩和。また、特例申告納期限延長に係る担保については内国消費税等においても必要担保とされているため、特例輸入者の利便性を考慮し、一の特例申告貨物に対し税目によって担保の取扱いが異なることにならないよう、内国消費税等についても関税と同様に保全担保に緩和。

④ その他

イ. 納税環境の整備 (更正の請求に係る重加算制度の見直し)

現行の関税制度は、納税義務者が課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実を仮装・隠蔽したところに基づき納税申告等をしていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税に代え重加算税 (過少申告の場合は 35%、無申

² 南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、2~3 ミリ幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。

告の場合は40%)を付加すると規定。他方、納税義務者が納税申告等をした後に、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求をしていた場合については、重加算税を付加することは出来ず、過少申告加算税(10%)又は無申告加算税(15%)の賦課にとどまっている。

令和6年度税制改正において、仮装・隠蔽に基づき更正の請求を行った場合についても重加算税の賦課の対象に加えることとしていることから、関税においても、内国税の改正に合わせ仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合を重加算税の賦課の対象に追加。

ロ. 給食用脱脂粉乳に対する関税軽減措置

現在、幼稚園、小学校等の学校及び児童福祉施設等において提供される給食用の脱脂粉乳についても関税の軽減措置が講じられている。一方、児童福祉法の改正により、令和6年4月から同法上の児童福祉施設として新設される里親支援センターについては給食の提供が想定されていないため、本軽減措置の対象から除外。

ハ. 急増する輸入貨物への対応

近年、越境 EC 貨物の拡大に伴い輸入許可件数が大幅な増加傾向にあるが、近隣アジア諸国からの通販貨物の一部が航空貨物から海上貨物に移行していることにより、海上貨物の輸入許可件数も増加・高止まりしている。このため、少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たす海上貨物について、航空貨物と同様に輸入申告項目一部を省略する等、簡易な通関手続を整備。

2. 諸会議の報告

(1) 社員総会

- ① 令和6年5月31日、ホテルグランドアーク半蔵門において「第30回通常総会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第1号議案	令和5年度事業報告に関する件
第2号議案	令和5年度決算に関する件
第3号議案	令和6年度事業計画(案)に関する件
第4号議案	令和6年度予算(案)に関する件
第5号議案	役員選任に関する件

- ② 令和6年8月15日、代表理事が社員に対して下記議案の提案書を送付し、社員全員から同意書を受領した。これにより、同年9月2日、当該議案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなされた。

議 案	理事選任に関する件
-----	-----------

(2) 理事会

- ① 令和6年4月19日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和6年度第1回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第1号議案	令和5年度事業報告に関する件
第2号議案	令和5年度決算に関する件
第3号議案	社員総会開催に関する件
第4号議案	役員選任に関する件

- ② 令和6年8月1日、代表理事が理事及び幹事に対して下記議案の提案書を送付し、全員から同意書を受領した。これにより、同年8月15日、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

議 案	臨時社員総会（書面決議）の開催に関する件
-----	----------------------

- ③ 令和6年9月20日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和6年度第3回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

議 案	「通関業の日」記念日行事に関する件 (会長特別表彰被表彰者等の選定について)
報告事項	令和6年度事業計画の進捗状況について 他

- ④ 令和7年3月13日、ホテルグランドアーク半蔵門において「令和6年度第4回理事会」が開催され、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第1号議案	令和7年度事業計画（案）に関する件
第2号議案	令和7年度収支予算（案）に関する件

第3号議案	旅費規程の一部改正に関する件
-------	----------------

(3) 事務局連絡会議

令和6年9月6日、当連合会会議室において「事務局連絡会議」が開催され、次の議題で意見交換を行った。

議 題	① 各地区通関業会の今年度の重点事業について ② 連合会からの説明事項 ③ EPA 利用推進の取組に係る有識者勉強会について
-----	--

(4) 全国会長・理事長と日本通関業連合会役員との拡大会議

令和6年10月24日、25日の両日、山口県下関市内において「全国会長・理事長と日本通関業連合会役員との拡大会議」が開催され、次の議題で意見交換等を行った。

議 題	令和7年度「連合会会長、副会長会議及び全国会長・理事長会議」の開催について
報告事項	① IFCBA2025 京都世界会議について ② 関税局の「EPA 利用推進の取組に係る有識者勉強会」について

(5) 通関士部会・事務局合同会議

令和6年11月7日、8日の両日、KKR ホテル東京において「通関士部会・事務局合同会議」を開催し、次の議題で意見交換等を行った。

議 題 等	① 説明事項 ・ IFCBA2025 京都世界会議について ・ 通関料金に関するアンケート調査結果について ・ 越境 EC 貨物への対応に関するアンケート調査結果について ② 「認定アドバイザー（仮称）」の認定制度導入について
セミナー等	① 第7次 NACCS の概要について ② 通関業務デジタル化セミナー

(6) ダイバーシティ推進部会

① ダイバーシティ推進部会・ダイバーシティ推進部会 WT 合同会議

令和6年7月10日、KKR ホテル東京において、新たに推薦された部会委員及び

ワーキングチーム（WT）メンバーによる「ダイバーシティ推進部会・ダイバーシティ推進部会 WT 合同会議」を開催し、次の議題により意見交換を行った。

議題等	<ul style="list-style-type: none"> ① ダイバーシティ推進部会部会長の選出 ② 令和6年度のアクションプランについて ③ 意見交換
-----	---

② ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議

令和7年2月7日、オンラインにより「ダイバーシティ推進部会・事務局合同会議」を開催し、次の議題について審議を行い「令和7年度のアクションプラン」等を決定した。

議 題	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度のアクションプランの実施結果について ② 令和7年度のアクションプランについて
-----	---

③ ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合

令和7年1月16日、オンラインにより「ダイバーシティ推進部会ワーキングチーム会合」を開催し、次の議題について議論を行った。

議 題	<ul style="list-style-type: none"> ③ 令和6年度のアクションプランの実施結果について ④ 令和7年度のアクションプランについて
-----	---

(7) 財務省関税局幹部と連合会役員との意見交換

① 財務省関税局長との意見交換会

令和6年9月20日、ホテルグランドアーク半蔵門において財務省関税局から高村関税局長、内野、中澤両大臣官房審議官をはじめ幹部のご出席をいただき、連合会役員との意見交換会を実施した。

同意見交換会において、連合会側から次の事項について説明を行い、関税局幹部との間で活発な意見交換を行った。

説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 越境 EC 貨物への対応に関するアンケート調査結果について ② 通関料金に関するアンケート調査結果について ③ 南本牧ふ頭コンテナ検査センターの設置について ④ IFCBA2025 京都世界会議の開催及び諸外国通関業会との MOU 締結について
------	---

⑤ 財務省関税局業務課との意見交換会

令和6年4月19日、ホテルグランドアーク半蔵門において関税局から山崎大臣官房審議官及び箭野業務課長以下担当官のご出席をいただき、次の事項に関する説明を受け、また連合会側からは渡辺理事による講演「演題：半導体バブルに沸く熊本の”今”を語る」を行い、意見交換を実施した。

業務課からの説明事項	① 急増する輸入貨物への対応について ② 経済安全保障に係る情報提供について ③ NACCSにおけるリアルタイム・オンライン口座振替方式への機能追加について
------------	--

3. 事業報告

(1) 調査・研究事業関連

① 通関業界におけるダイバーシティへの取組み支援

イ. ダイバーシティ推進部会及びワーキングチームの任期満了を受け、7月10日に「ダイバーシティ推進部会・ワーキングチーム合同会議」を開催し、部会委員の委嘱並びに部会長の選出を行った。

ロ. 6年度のアクションプランである連合会会長と各地区通関業会役員との意見交換については、会長が東京、横浜、神戸、長崎及び沖縄の各通関業会の理事会等へ参加し、連合会におけるダイバーシティ推進への取組みについて講演を行い、各地区の役員と意見交換を行った。また、12月6日、NACCSセンターとの共催により、新ダイバーシティ経営企業「100選プライム」に中小企業として唯一選定された大橋運輸㈱の鍋嶋社長を講師にお招きし「女性活躍とダイバーシティに係る講演会」を開催した。

各地区のワーキングチームのアクションプランであるダイバーシティ推進への取組み企業へのヒアリングについては、ダイバーシティに取り組んでいない企業にヒアリングを行うなど、工夫を凝らした取り組みが行われた。また、各地区業会が独自に企画した取組みとして講演会やアンケート調査の実施などが報告された。

② 通関士の専門性向上等に向けた支援

イ. 昨年5月28日、東京税関業務部総括関税鑑査官（分類センター）から講師を

招いて、オンラインによる「通関士セミナー」(テーマ:品目分類「繊維製品(第11部)」)を開催した。

ロ. 昨年6月、財務省関税局はEPAの利用を推進する上での課題と対応策を検討するため「EPA利用推進の取組に係る有識者勉強会」を設置(当連合会はオブザーバーとして参加)し、本年1月30日に報告書を取りまとめ、公表した。当該報告書の中で、EPA利用が積極的でない要因の一つとして、輸出入事業者の内部に関税分類や原産地規則といった専門知識を持った人材が不足していること、また当該専門知識を持つ相談相手が不足していることが指摘された。そのうえで、通関士が関税分類等の専門知識を有している唯一の民間の専門家であることから、当連合会がEPAに特化したアドバイザーの養成講座を実施し、同講座を修了した通関士を対象に「EPA関税認定アドバイザー(仮称)」に認定する制度の創設が提案された。

これを受け、当該認定制度の導入を検討することになっている。

③ 外国の通関業会等との連携強化

イ. 国際会議への参加

令和6年(2024年)6月、ベルギー・ブリュッセルにある世界税関機構(WCO)本部において国際通関業連合会(IFCBA)理事会が開催され、IFCBA加盟団体22カ国中(当時)12カ国から45名が参加(日本から岡藤会長と北村総務部長が参加)し、次回の総会・理事会については、2025年3月に日本(京都)において開催することが決定した。

ロ. IFCBA2025 京都世界会議の開催

令和7年3月25日(火)から27日(木)の3日間、国立京都国際会館(京都市左京区宝ヶ池所在)において、当連合会とIFCBAの主催により「IFCBA2025 京都世界会議」を開催した。本会議には、IFCBA加盟団体24カ国中、16カ国³から約90名の代表団のほか、国内外から3日間で延べ740名が参加した。

25日のIFCBA理事会では参加各国からカンントリーレポートが発表されたほか、26日にはIFCBAのシャンカー会長、JCBAの岡藤会長及び高村財務省関税局長のご挨拶のあと、前WCO事務総局長の御厨邦雄様による基調講演とIFCBA事務局長のキャロル氏との対談が行われた後、27日にかけて4つのテーマによるパネルディスカッションや内外の講師による講演が行われた。最終日の最後にIFCBAのシャンカー会長から「京都宣言」が発表され、閉会となった。

³ アンゴラ、オーストラリア、カナダ、中国、フィリピン、インド、ジャマイカ、韓国、メキシコ、モザンビーク、リベリア、タイ、メキシコ、ネパール、米国及び日本の16カ国

このような国際会議が日本で開催されるのは初めてであったが、日本のプレゼンスが大いに高まったものと思われる。

ハ. 国際的な協力等への取組み

令和6年4月17日、政策研究大学院大学（GRIPS）が実施するパブリック・ファイナンス・プログラム（PFP）税関コース（修士課程）に参加する開発途上国からの留学生（税関職員）⁴に対し、当連合会と神戸通関業会から講師を派遣し、我が国の通関業会の取組み等に関する特別講義を行った。

また、令和7年1月9日、青山学院大学が実施する戦略経営・知的財産権プログラム（SMIPRP）（修士課程）に参加する開発途上国からの留学生（税関職員）⁵に対し、当連合会から講師を派遣して特別講義を行った。

二. 諸外国通関業会との連携強化

令和6年11月、中国上海において中国通関業会との間で「協力の枠組みに係るMOU」を締結した。また、本年3月、IFCBA2025 京都世界会議の際、韓国関税士会との間で同様のMOUを締結した。

これにより、MOU締結の相手方は、ミャンマー通関業会、モンゴル通関業会及びインド貨物運送業者協会連合会（FFFAI）通関業会に続き、5例目となった。

④ 第7次NACCSの稼働開始に向けた準備等

令和7年10月に稼働を予定している第7次NACCSに係る詳細仕様の説明が、令和6年5月から6月にかけてNACCSセンター主催により各地区で開催されることになったことから、当該説明会の開催情報を各地区通関業会経由で会員店社に周知した。

⑤ 関税等の納税に関する環境整備等

令和6年6月、公正取引委員会から「令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」と題する報告書が発表され、この中で独占禁止法上の問題につながる恐れのある事例の一つとして、荷主が通関業者に関税、消費税等の立替払いさせている事例が3年連続で取り上げられた。

当該情報については連合会から各地区通関業会事務局経由で会員へ周知した。

⁴ 2024年度の留学生は、ウズベキスタン、モーリシャス、インドネシア、エスワティニ（旧スワジランド）、パキスタン、スリランカ、チュニジア、ナミビア、モルディブ、タイの10ヶ国から10名。

⁵ 2024年度の留学生は、バングラデシュ、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、マラウイ、マレーシア、モルディブ、ナミビア、ナイジェリア、タイの10ヶ国から10名。

⑥ 急増する輸入貨物と通関業界の対応に関する調査研究

近年急増している越境 EC 貨物に係るビジネス対応の実態を把握するため、4 月 16 日から同月 30 日までの間、会員を対象にアンケート調査を実施した。アンケートについては 312 事業者から回答を回収し、集計結果を報告書として取りまとめ、ホームページで会員向けに公表するとともに、令和 6 年 9 月 20 日に開催された関税局長との意見交換会において説明し、意見交換を行った。

(2) 輸出入通関情報提供事業関連

通関情報提供システム (CCIS) については、令和 7 年 10 月にシステム更改を予定しており、利用者から要望の強い①データダウンロード機能の改善、②検索機能の改善、③電子帳簿保存法への対応等を内容とする機能改善を行うこととし、システム開発を NTT データに委託した。令和 6 年 9 月にはユーザーに対する新機能の説明会を実施して概ね好感触を得るとともに、本年 2 月には関税局調査課に対し次期 CCIS が関税法上の電子帳簿保存に係る優良帳簿としての機能が具備されているかどうかの確認を行い、問題のないことを確認した。

(3) NACCS センターとの共同事業の推進

NACCS センターは、令和元年 12 月に通関業者の帳簿作成及び通関業務に関する書類の保存を NACCS が電子的に行う「貿易関連書類電子保管業務」のサービスを開始した。当該サービスの販売に当たっては、NACCS センターと連合会が業務委託契約を締結し、輸出入申告件数の少ない通関業者に対する「共同利用グループ」の営業事務を連携して進めることとした。NACCS センターと連携して当該サービスの利用者拡大に努め、年度末における通関業者の利用者数は 15 社となっている。

(4) 研修事業関連

① 通関士試験突破研修

令和 6 年度の「通関士試験突破研修」の受講者は 319 名(対前年度比 6.4%増)で、通関士試験の合格者は 20 名と前年度の合格者 55 名と比較すると大幅な減少という結果となった。これは、財務省から発表された令和 6 年度の合格率 12.4%が前年度の合格率 24.2%から半減したことが要因と思われる。

② 通関士専門研修

令和 7 年 1 月から 2 月に 8 科目を 16 回のカリキュラムにより「通関士専門研修」を実施し、受講者は延べ 466 名であった。

(5) 図書の編纂、発行事業関連

刊行図書は大きく研修教材と実務参考図書に分かれ、各種研修の教材として使用しているほか、会員及び官公庁などから購入申込みがある。

令和6年度の関税法等の改正を踏まえ、所要の改訂を行った。

また、刊行図書の申込み方法については、利用者の利便性向上を図るため、ECサイトを立ち上げネットでの申し込みから決済まで完結することにした。

(6) 広報・啓蒙事業関連

① 「通関業の日」記念日式典

令和6年10月8日(火)、ホテルグランドアーク半蔵門において、令和6年度の「通関業の日」記念日式典を実施した。

会長特別表彰は函館通関業会通関士部会幹事の田畑馨様に、また長年にわたり連合会の役員・監事を務められた曾根好貞様と富田泰史様に感謝状が授与された。

記念日講演会では、前世界税関機構(WCO)事務総局長の御厨邦雄博士から「世界税関よもやま話」と題してご講演をいただいた。

また、懇談会には財務省関税局・税関の幹部をはじめ関係団体、会員企業から約300人が参加した。

② マスコミへの積極的な広報、会報の充実

通関業・通関士の認知度向上を図る観点から、業界紙等に対し積極的に情報提供を行ったほか、取材申込に対しても積極的に対応した。

③ 密輸撲滅キャンペーンの実施

令和6年5月、各地区通関業会が税関及び関係機関と協力して密輸撲滅キャンペーンを実施した。

④ 不正輸出入に係る情報の提供

財務省関税局との間で不正薬物⁶、銃器⁷、テロ関連物資及び金地金等⁸の密輸防止に関する覚書(MOU)を締結していることを踏まえ、通関士等が日常業務の中で入手する不審情報の税関への通報を慫慂した。

⑤ 学生フォーラムの開催

令和7年2月25日、横浜税関において財務省関税局、横浜税関、日本関税協会、

⁶ 不正薬物に関する MOU 締結 (平成 4 年 6 月)

⁷ 銃器に関する MOU 締結 (平成 7 年 5 月)

⁸ テロ関連物資及び金地金等に関する MOU 締結 (平成 31 年 1 月)

輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCSセンター）、横浜通関業会及び連合会の共催により「国際物流と貿易の未来を考える『学生フォーラム』」を開催した。今回の学生フォーラムには、9 大学 1 高等専門学校から計 23 チームのエントリーがあり、予選会を通過した 6 大学 1 高等専門学校の 10 チームが参加して本選が行われた。最優秀賞には高崎経済大学経済学部のチームが発表した「デミニマス商業的利用による制度破壊」が選ばれた。

(7) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業（JCBA 人材紹介）については、求人及び求職の申込みが増えている。なお、雇用契約に至った紹介は 2 件である。